

# 審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 生活衛生課

法令名	化製場等に関する法律	法令の番号	昭和23年法律第140号					
許認可等の種類	魚介類鳥類等製造貯蔵施設の許可	根拠条項	第8条					
審査基準	<p>魚介類又は鳥類の肉、皮、骨、臓器等を原料とする油脂、にかわ、肥料、飼料その他の物の製造及びその製造の施設並びに獣畜、魚介類又は鳥類の肉、皮、骨、臓器等を化製場又はこれに類する施設に供給するためにするこれらの物の貯蔵及びその貯蔵の施設を設けようとする者は、知事の許可を受けなければならない。</p> <p>1 申請書記載事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</li> <li>② 施設の所在地</li> <li>③ 施設の構造設備の概要</li> <li>④ 製品及び取扱原料の種目並びに処理方法</li> <li>⑤ 化製場等に関する法律第4条各号に掲げる場所に関する事項</li> <li>⑥ 施設の管理者の氏名及び住所</li> </ul> <p>2 添付書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 申請者が法人である場合は、定款又は寄附行為の写し</li> <li>② 施設の構造設備及び周辺の区域の状況を明らかにした図面</li> </ul> <p>3 許可条件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 法第4条を準用</li> <li>② 化製場等に関する法律施行条例第7条第1項の規定（貯蔵施設の構造設備の基準については、化製室に関する部分を除く。）を準用する。この場合において、同項中「化製室」とあるのは、「製造室」と読み替えるものとする。</li> </ul>							
受付機関	保健福祉事務所	処理機関	保健福祉事務所	交付機関	保健福祉事務所	標準処理期間	15日	目次 NO
						標準経由期間	日	